主

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告代理人遠山丙市、同矢吹忠三抗告理由一、二、及び三について。

旧刑訴三八七条が代人の過失によつて上訴期間を徒過した場合上訴権回復の請求権なきものとしたのは違憲ではない。此点に関する原審の説示は相当である。従つてこれを非難する論旨は理由がない。其余の論旨は所謂違憲の主張でないから当裁判所に対する抗告適法の理由とならない。 (昭和二三年(つ)第七号同年一二月八日第一小法廷決定参照)

よつて旧刑訴四六六条一項により主文のとおり決定する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

昭和二五年四月二一日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	塚		崎	直		義
裁判官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁判官	沢		田	竹	治	郎
裁判官	霜		Щ	精		_
裁判官	井		上			登
裁判官	真		野			毅
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	斎		藤	悠		輔
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	岩		松	Ξ		郎

 裁判官
 河
 村
 又
 介

 裁判官
 穂
 積
 重
 遠